

ふるさと御所 歴史探訪

石高制と年貢

〈4〉

幕府領は、皆銀納かいぎんのうちだったので、年貢がいつもの年の約2倍になることになりす。そこで住民は、過去10年間の平均の米価にするように歎願し、それが認められました。

徳川時代は、農民にとつて厳しかったとされています。しかし、厳しい世の中では、260年余りも長く続かなかつたと思います。

先月号では、年貢は住民にとつて、厳しいものではなかつたことを説明しました。さらに、2つのことを付け加えたいと思います。

御所町は、俱戸羅くしほ(櫛羅)に灌漑用の池を持ち、蛇穴さなぎの涌水を利用していました。これらに対し年貢を払っていたのですが、その半分の米5・5石余りを幕府が負担していました。これは、御所町からの願い出によるものです。

天保8年(1837)は、大塩平八郎の乱が起こった年です。その前年は冷害で大変な不作でした。米価が暴騰し、例年の約2倍になりました。大和の

では、なぜ一揆いっきのようなことが起きたのかという疑問が出てきます。各地で一揆が起こつたとされていますが、御所町での記録はありません。比較的豊かであったこと、問題があれば、町役人等が適切に処理したこと等が考えられます。

幕府領は、皆銀納だったので、年貢がいつもの年の約2倍になることになりす。そこで住民は、過去10年間の平均の米価にするように歎願し、それが認められました。

年貢等の徴収に関し、町方で作成した文書として「免割目録」があります。免割目録の前には、免定と皆済目録の写しがあり、長い巻物になっていて、確認のため、2百人ほどの高持が捺印しています。天保2年(1831)のもの、免割目録の書き出し部分を写真2、捺印部分を写真3に示します。



写真1

免割目録には、前半は年貢の徴収、後半は住民税に相当する「町入用」のことが書かれています。はじめに町の高が書かれ、それから、洪水等による荒れ、早魃・冷害等による皆無の高が引かれているのは免定と同じです。さらに、

写真2

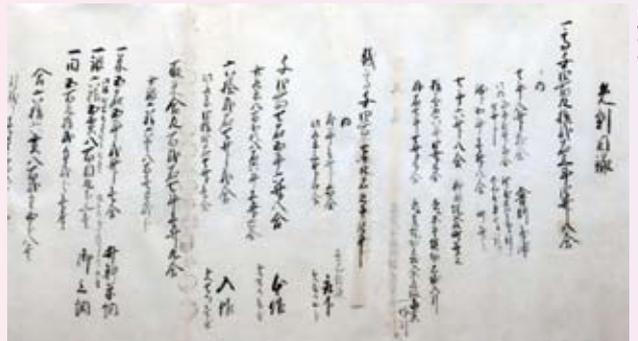


写真3



蔵屋敷等の町有地の高が引かれて、徴収する年貢の総額が算出されました。

役所からの税率(免)とは別に、町で税率を決めていました。役所からの免は、3桁か4桁ですが、計算を容易にするため2桁にし、他村の人(入作)には10%高くしていました。徴収の米価も町で決めていましたが、これも2桁です。これらを各人の持高に掛けて各人の年貢を算出し、4回から5回に分けて銀で徴収していったのです。

大和の幕府領では、年貢の徴収に、10月の奈良・今井・高取・五條・郡山での米価の平均を採用していました。しかし、御所での徴収には、地元米価を採用し、徴収の合計額が、納入の合計額にほぼ等しくなるように税率を決めていたと考えられます。そして、過不足があれば、町入用で調節するという大雑把なものでした。

年貢の他に付加税がありますが、酒・醤油・酢等を造る権利金である冥加銀は、各該当者から徴収し、その他は、年貢と一括で処理していました。

(文責 中井陽一)